

新上越斎場建設事業

要求水準書

令和3年7月

上越市

目 次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	要求水準書の変更	1
第 2	事業実施に当たっての基本的事項	2
1	事業の目的	2
2	事業の内容	2
3	事業区域等に関する事項	3
4	適用法令・基準等	4
第 3	施設整備に関する要求水準	7
1	施設整備の方針	7
2	施設概要	7
3	基本要件	7
4	建物の構造	9
5	内外装計画	10
6	サイン計画	11
7	各部門の要求水準	11
8	建築の要求水準	17
9	建築設備の要求水準	18
10	備品等の要求水準	23
11	造成の要求水準	23
第 4	各業務に関する要求水準	25
1	基本事項	25
2	調査業務	26
3	設計業務	27
4	各種許認可等申請業務及び支援業務	29
5	工事監理業務	29
6	建設工事業務	30
7	既存施設の解体工事業務	34
8	保証について	35

資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	事業区域図
資料 3	ガス水道配管現況図
資料 4	事業区域測量図（抜粋）
資料 5	事業者が設置する備品等一覧
資料 6	新上越斎場建設事業 基本構想

※資料 1～6 は、市ホームページよりダウンロード可能

資料番号	資料名称
資料 7	事業区域測量図
資料 8	地質調査報告書
資料 9	火葬炉に関する資料 （火葬フローシート、平面図、立面図、台車等の図面、給気換気量表、電気容量）
資料 10	上越斎場基本構想策定業務報告書（抜粋）
資料 11	環境影響調査途中報告書
資料 12	上越斎場解体工事事前調査業務報告書（ダイオキシン類・アスベスト調査）
資料 13	既存斎場の PCB 含有調査結果概要
資料 14	既存斎場の竣工時の図面一式（参考図書）
資料 15	既存斎場の竣工時の建築工事の単価抜き設計書（参考図書）

※資料 7～15 は参加表明者に対し、参加表明書の提出時に DVD にて別途配布予定

※火葬炉に関する資料は、火葬炉整備事業の事業予定者の資料であり、市と火葬炉事業予定者は、議会の議決（令和 3 年 9 月定例会）をもって本契約予定

※既存斎場の竣工時の図面及び単価抜き設計書は参考図書

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、上越市（以下「市」という。）が設計施工一括発注方式により実施する新上越斎場建設事業（以下「本事業」という。）において、本事業の業務を行う事業者に要求する性能の水準を示すものである。

2 要求水準書の変更

市は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、新上越斎場建設事業建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

第2 事業実施に当たっての基本的事項

1 事業の目的

現上越斎場が昭和60年に供用を開始してから約35年が経過しており、施設設備の老朽化が著しいこと、また、将来的な火葬需要に対応するため、令和2年9月に策定した「新上越斎場建設事業基本構想」（以下、「基本構想」という。）に示す下記の5つの基本コンセプトに基づき、上越斎場の新築及び現斎場の除却・跡地整備（以下「改築」という。）を実施することを目的とする。

基本構想に示す本事業の基本コンセプト

- 将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設
- 遺族等が故人を偲び、厳かにお見送りができる施設
- 人にやさしく、安心して利用できる施設
- 周辺環境に配慮した施設
- 効率的な運営に資する施設

2 事業の内容

(1) 事業方式

基本構想に基づいて、事業の実現性、募集時の競争性の確保、効率的な業務が期待できる設計・施工一括発注方式（DB（Design（設計）－Build（建設））方式）とする。

(2) 契約の形態

市は、本施設の設計・建設業務等を一括で請け負わせるために、落札者を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(3) 事業期間

契約締結日の日から令和7年9月20日まで（予定）

※令和6年度中の供用開始を計画しているため、それまでに実稼働できる状態に完了させること。

指定工事期間（予定）

- ・ 区域A（市道びょうぶ谷線より北西区域）：契約の日から令和7年1月10日まで
- ・ 区域B（既存斎場区域）：令和7年4月1日から令和7年9月20日まで

※提案書により工期を短くした場合は、その期間とする。

※火葬炉事業予定者の工事乗込みから完成までの期間を、区域Aの指定工事期間中の4ヵ月とする。

※今後、関係者との協議、法令上の手続き等によりスケジュールに変更が生じる場合がある。

(4) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ・ 調査業務

- ・設計業務
- ・各種許認可等申請業務及び支援業務
- ・工事監理業務
- ・建設工事業務（施設建設、造成外構、備品を含む）
- ・既存施設の解体工事業務
- ・その他本施設の整備に必要な業務

3 事業区域等に関する事項

(1) 公共施設等の概要

① 計画地の概要

項目	内容
所在地	上越市大字居多地内
敷地面積	約 13,700 m ² 区域 A（市道びょうぶ谷線より北西区域） 事業区域 約 8,400 m ² （うち、都市施設を想定している区域 約 8,000 m ² ） ※建物は区域 A のうち、都市施設を想定している区域に建築する 区域 B（既存斎場区域（都市施設として想定している区域）） 約 5,300 m ²
区域・区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
高度地区・高度利用地区	指定なし
建ぺい率	70%以下
容積率	200%以下
高さ制限等	建築基準法による
宅地造成等規制区域	指定なし
その他	区域 A の南側の一部及び区域 B が土砂災害警戒区域に該当する。（土砂災害警戒区域の境界について、参加表明者に対し詳細を示す予定） 土砂災害警戒区域については以下のホームページを参照のこと。 新潟県ホームページ 「土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況」 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sabo/1193933760987.html 「上越市五智国分・居多・虫生岩戸」区域図 http://www.sabou-niigata.jp/dosyahou/files/916_1_20151105150040.pdf

② 区域 A のインフラ整備状況の概要（令和 3 年 7 月現在）

項目	内容
道路	・ 敷地東側：市道びょうぶ谷線 幅員：6.5～8.1m
上水道	・ 敷地南側道路（市道五智居多線）下に配管あり。
汚水下水道	・ なし
雨水下水道	・ 敷地東側道路（市道びょうぶ谷線）に道路側溝あり。 ・ 敷地西側：既存水路あり。 水路幅、深さ：約 0.9×0.9m
電力	・ 敷地東側道路（市道びょうぶ谷線）上に架空配線あり。
都市ガス	・ 敷地東側道路（市道びょうぶ谷線）下に配管あり。 ・ ガス圧力は、130kPa であるが、新斎場供用開始後に 440kPa に変更を計画している。

(2) 位置図等

資料一覧※を参照のこと。 ※本要求水準書目次の最終ページに表記

(3) 敷地中央部の民有地及び通路について

市道びょうぶ谷線から民有地 A への接続のための敷地内通路を再整備すること。既存の敷地内通路は位置変更も可とする。

(4) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを確認している。

4 適用法令・基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・新潟県建築基準条例（昭和 47 年条例第 13 号）
- ・新潟県福祉のまちづくり条例（平成 8 年条例 9 号）
- ・上越市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）
- ・上越地域消防事務組合火災予防条例（昭和 47 年条例第 12 号）
- ・上越市景観条例（平成 12 年条例第 2 号）
- ・上越市大規模開発行為の適正化に関する条例（平成 17 年条例第 77 号）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の基本的性能基準」（最新版）
- ・同上「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（最新版）
- ・同上「官庁施設の環境保全基準」（最新版）
- ・同上「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（最新版）
- ・同上「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（最新版）
- ・同上「建築設計基準」及び「建築設計基準の資料」（最新版）
- ・同上「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」（最新版）
- ・同上「建築設備計画基準」（最新版）
- ・同上「構内舗装・排水設計基準」及び「構内舗装・排水設計基準の資料」（最新版）
- ・同上「公共建築工事標準仕様書建築工事編」（最新版）
- ・同上「公共建築工事標準仕様書電気設備工事編」（最新版）
- ・同上「公共建築工事標準仕様書機械設備工事編」（最新版）

- ・ 同上「建築工事標準詳細図」(最新版)
- ・ 同上「公共建築設備工事標準図電気設備編」(最新版)
- ・ 同上「公共建築設備工事標準図機械設備編」(最新版)
- ・ 同上「建築物解体工事標準仕様書」(最新版)
- ・ 同上「公共建築工事積算基準」(最新版)
- ・ 同上「建築工事安全施工技術指針」(最新版)
- ・ 同上「公共建築設計業務委託共通仕様書」(最新版)
- ・ 同上「建築工事監理業務委託共通仕様書」(最新版)
- ・ 同上「建築工事監理指針」(最新版)
- ・ 同上「電気設備工事監理指針」(最新版)
- ・ 同上「機械設備工事監理指針」(最新版)
- ・ 同上「営繕工事写真撮影要領」(最新版)
- ・ 国土交通省「土木工事共通仕様書」(最新版)
- ・ 国土交通省「駐車場設計・施工指針」(最新版)
- ・ 新潟県土木部「新潟県土木工事共通仕様書」(最新版)
- ・ 一般社団法人公共建築協会「建築設備計画基準」及び「建築設備設計基準」(最新版)
- ・ 産業標準化法「日本産業規格(JIS)」(最新版)
- ・ 一般社団法人日本電機工業会「日本電機工業会規格(JEM規格)」(最新版)
- ・ 一般社団法人電気学会「電気規格調査会標準規格(JEC規格)」(最新版)
- ・ 一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会「内線規定」(最新版)
- ・ 上越市開発行為許可申請技術基準
- ・ 上越市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ・ 上越市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱
- ・ 上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- ・ 上越市公共建築物等における地域産材利用推進に関する基本方針
- ・ 上越市公共建築物等における地域産材取組方針
- ・ 上越市景観計画
- ・ (参考) 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版」
- ・ その他の関係法令、関係条例、関係基準・規格等

第3 施設整備に関する要求水準

1 施設整備の方針

基本構想に基づき、本事業の基本コンセプトは、次のとおりとする。

- 将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設
- 遺族等が故人を偲び、厳かにお見送りができる施設
- 人にやさしく、安心して利用できる施設
- 周辺環境に配慮した施設
- 効率的な運営に資する施設

また、建設地の地域性及び基本構想の内容を十分に考慮すること。

なお、火葬炉事業予定者及び斎場の運営事業者は市が別途に選定することとしているので、これらの事業者と連携のもと、本事業を実施すること。火葬炉事業予定者との連携手法については、入札説明書によるほか、参加表明書提出後に通知する。

2 施設概要

項目	内容
構造	火葬部門及び待合部門： 鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造 上記以外の付随部門（倉庫、車寄せ等）： 構造型式は事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	2,350 m ² 程度で事業者の提案による。 ※火葬炉関係設備がコンパクトになった分の面積については、縮小もしくは諸室等の提案面積に含めても構わない。
火葬炉	人体炉 5 基
火葬部門	エントランス、告別室（炉前ホール兼用）3 室以上、収骨室 2 室以上、事務室、霊安室、台車置場、火葬炉設備、排ガス設備機械室、監視室、残灰処理保管室、ガバナ室、機械室、電気室、自家発電スペース 等
待合部門	待合ホール、待合室 5 室、授乳室、キッズコーナー、業者控室、多目的室 等

3 基本要件

(1) 動線計画

- ・動線は、入場、告別・見送り、火葬、待合、収骨、退場という葬送行為の流れを考慮し、葬送のスムーズな進行を確保し、遺族等のプライバシーに配慮した計画とすること。
- ・霊柩車、遺族等、業務関係者の目的別に動線を明確にすること。
- ・遺族等の上下の移動は、極力行わないこと。

- ・現上越斎場の使われ方を調査した、資料 10「上越斎場基本構想策定業務報告書 抜粋」を参照すること。

(2) 配置計画

- ・主な施設（火葬部門及び待合部門のこと。）は、土砂災害警戒区域外に整備すること。
- ・周辺環境との調和、遺族等の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを提案すること。
- ・周辺からの見え方に配慮し、適切な配置や植栽計画等を提案すること。

(3) 造成計画、外構計画

- ・周辺の日常的風景との調和を図ること。
- ・関係法令に基づき、安全な造成計画とすること。
- ・建築物のほか、駐車場、通路、緑地、庭園等を整備すること。
- ・周辺生活環境の保全に配慮し、四季の彩りを感じられるような植樹等の環境緑地の整備すること。
- ・適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷重に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- ・透水性舗装及び浸透枿等を整備し、雨水の流出抑制を考慮すること。
- ・建築物との取り合い部やスロープ箇所等の地盤沈下対策を十分検討すること。
- ・区域 A・区域 B の一体利用に配慮すること。
- ・既存斎場敷地については、駐車場のほか、適切な緑地、庭園等を整備すること。

(4) 駐車場計画

- ・駐車場は歩行者、自動車の動線分離を基本とし、利用者の安全を確保すること。
- ・構内通路については、施設のメンテナンス等も考慮し、十分な幅員で整備すること。

(5) 区域 A のインフラ整備計画

- ・各インフラは、下表のとおりである。事業者の責任において各インフラ事業者、管理者と協議し、引込施設を整備すること。
- ・火葬炉設備に使用する電気・ガス・排水については、分岐を設けること。

項目	内容
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・市道五智居多線に上水道本管が敷設済み。 ・本事業において引き込み管を整備すること。
汚水下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、合併処理浄化槽を敷地内に整備し、基準水質で敷地西側の既存水路へ排水することとし、水路管理者と協議すること。
雨水下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、可能な限り敷地内排水を集約し敷地西側の既存水路へ排水することとし、水路管理者と協議すること。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地東側道路（市道びょうぶ谷線）上に架空配線あり。
電話・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 A、B とともに光回線の供給可能範囲である。 ・現状、区域 A への引き込みは未整備。

項目	内容
	・光ケーブル引き込みに係る諸費用は事業者負担とする。
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・市道びょうぶ谷線にガス本管が敷設済み。 ・本事業において引き込み管を整備すること。 ・ガス圧は、130 kPa から 440kPa に現斎場解体時に変更予定であるため、変更時の整圧器改修を本事業に含む。

(6) 建築及び建築設備基本要件

- ・利用者の対象の範囲については、聴覚の障害、介助犬の使用、外国人の利用、左右勝手等の多様性を考慮し、高齢の人や障がいのある人等、幅広い世代の多くの人々が安心して利用できる、わかりやすい平面構成及びユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
- ・「新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」及び上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を遵守すること。「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の別表第 1 の区分は「集会場又は公会堂」とし、上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」は「利用者の多い施設」とする。
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考とすること。
- ・他の遺族等と交錯しない動線、独立した空間を創出する等、遺族等のプライバシーを確保し、遺族の心情に配慮した、かつ、遺族等にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とし、そのうえで、管理運営上も効率的な動線計画、意匠計画とすること。
- ・平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりを考慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- ・ライフサイクルコスト、施設の稼働期間を十分考慮し、耐久性が高く、長期にわたり維持管理が容易な施設とすること。
- ・周辺生活環境の保全上の支障が生じないように計画すること。
- ・機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ・塩害対策、冬季の積雪、凍結等を考慮した計画とすること。
- ・建物、敷地内は禁煙とする。

4 建物の構造

(1) 耐震性能

- ・施設の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

- ・局部震度法による建築設備機器及び水槽類の設計用標準水平震度における建築設備の安全性の分類については、施設の分類は「特定施設」とし、機器及び水槽は「重要機器」及び「重要水槽」とする。

- ・建築基準法施行令第 86 条第 6 項の雪下ろしによる垂直積雪量の低減は、考慮しない。

(2) 施設の耐用年数

- ・構造体の耐久性能を 65 年程度とする。
- ・「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」に示す計画供用期間の級の「標準（計画供用期間としておおよそ 65 年）」に準じ、整備すること。
- ・十分な機能を維持できるよう合理的な 40 年間の「長期修繕計画」を作成し、施設の維持、保全に必要な資料を提出すること。

(3) 基礎工法について

- ・資料 8「地質調査報告書」を元に基礎工法を計画すること。
- ・工事費の算定にあたって、資料 8「地質調査報告書」を元に、敷地内の地層の分布がさらに 5m 深い位置にあるものと想定して基礎工事費を算定すること。
- ・事業者決定後、本事業において必要な地質調査を行い（第 4-2(1) 参照）、設計に反映させること。

5 内外装計画

- ・仕上げは、故人の新たな旅立ちの場としての相応しいものとする。
- ・清掃や管理が効率的なものとし、ライフサイクルコストが縮減できるよう計画すること。
- ・断熱方法等を十分検討し、ランニングコストが縮減できるよう計画すること。
- ・建物の耐久性を高めるよう計画すること。
- ・エントランス、告別室、収骨室、待合ホール、待合室、トイレ等、多数の人が利用する場所の仕上げは、質感のある材料を使用し、床は滑り止めの加工を施すこと。
- ・エントランス、告別室、収骨室の床は、棺台車、火葬炉内運搬台車等の荷重に耐える仕様とすること。
- ・エントランスや待合室等主要な室の仕上げは、地域特性を生かしたものとする。なお、著しく華美な装飾・仕上げ等は避けること。
- ・「上越市公共建築物等における地域産材利用推進に関する基本方針」及び「上越市公共建築物等における地域産材取組方針」に基づき、木材の利用に努めること。また、杉材については、原則、「地域産材（上越市内及び新潟県内における森林から生産された木材をいう。）」を使用すること。
- ・原則、「建築設計基準及び同解説」と同等以上とし、施設の特性に十分に配慮したものとする。
- ・「建築設計基準及び同解説」の外部仕上げ表について、「磁器質タイル」は「原則、磁器質タイルとし、遺族等が見えない範囲については複層仕上塗材とすることができる」と、「金属成形板」は「ステンレス製、アルミ製もしくは同等以上の金属成形板」と、「合成高分子系ルーフィングシート防水」は「合成高分子系ルーフィングシート防水もしくは塗膜防水」と読み替える。
- ・建物の外観の色彩は「上越市環境色彩ガイドライン」の環境色彩基準の範囲を超えないこと。
- ・必要に応じ、雪止め等の積雪対策を行うこと。

6 サイン計画

- ・施設案内板、室名札等のサイン表示は、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成に相応しい文字の大きさ、書体、色彩に配慮した計画とすること。表記は 2 カ国語（英語・日本語）表示とし、ピクトグラムにも配慮し、ユニバーサルデザインを採用した計画とすること。

7 各部門の要求水準

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。通路、階段等、トイレ、倉庫は各施設ゾーンに必要な機能をそれぞれ利用しやすいように配置するとともに、詳細については事業者の提案とする。

(1) 外部施設ゾーン

- ・アプローチ部（霊柩車、バス等の車寄せ部分、業者用等目的別に整備）
- ・駐車場 ・排水設備（雨水、浄化槽） ・植栽、塀等の外構

- ・関係法令等に準拠し、既存斎場敷地を含む事業区域の範囲を整備すること。（構内通路・駐車場・緑地の整備、法面の修景等）

① 出入口・柵等

- ・敷地の周囲は境界を明確にし、塀、柵、密植した生垣等で囲むこと。ただし、明らかに必要のない部分は除く。
- ・塀、柵は付近の景観を損なわず、周囲との調和を図ること。
- ・敷地出入口については、斎場にふさわしい施錠のできる出入口とし、事業者の提案とする。
- ・斎場にふさわしい施設銘板等を設けること。

② アプローチ部（霊きゅう車、バス、タクシー等の車寄せ部分）

- ・霊きゅう車、バス、タクシー等が横付けできる乗降スペースとすること。
- ・車寄せは 1 遺族分の霊きゅう車 1 台とマイクロバス 1 台以上が停車可能なスペースを確保すること。
- ・車寄せに入るバスの大きさは事業者の提案による。なお、大型バス等が車寄せに入らない場合、庇脇まで大型バスが寄せることができるようにすること。
- ・同時に 2 遺族分が車寄せに並ばない計画の場合、霊きゅう車 1 台と大型バス 1 台の待機レーンを設けること。
- ・降雨時に遺族等及び柩が濡れることがないように、庇や囲い等の形状を工夫すること。庇の有無や大きさ等については、事業者の提案とする。
- ・複数来場時の乗降に支障のないスペースを確保すること。
- ・区域 A の大型・中型バスの進入・退出動線は、切返しする計画としてもよい。
- ・除雪は、除雪ドーザによる機械除雪を基本とするため、舗装構成及び側溝は、T-25 以上とし、また、大型バスによる摩耗に対する耐久性を確保したものとする。
- ・霊きゅう車の下部が舗装に接触することがない勾配とすること。

③ 駐車場・歩道

- ・区域 A 及び区域 B に整備すること。
- ・除雪は、除雪ドーザによる機械除雪を基本とするため、舗装構成及び側溝は、T-25 以上とすること。
- ・普通車用駐車スペースは、遺族等の利用及び業務関係者用として 40 台以上（うち身障者用として 2 台以上）、大型バス用駐車スペースは 5 台以上を整備すること。なお、バス用駐車スペースは区域 B を予定している。
- ・1 台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線は、わかりやすく、利用しやすい計画とすること。
- ・身障者用を除く普通車用駐車スペースの区画線は、2 重ラインとすること。
- ・駐車場範囲に既存斎場の建物跡地の部分を含めること。
- ・区域 B の舗装は、全面再舗装とすること。

④ 排水設備

- ・滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを整備すること。

⑤ 緑地及び庭園等

- ・区域 A 及び区域 B に整備すること。
- ・既存火葬炉設置跡地は、緑地等とし、既存斎場利用者に配慮したものとする。
- ・敷地内空地及び道路法面は、原則として樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- ・樹木は、地域性が感じられ、地域環境、維持管理を考慮した樹種とし、高木・中低木・地被類等を組み合わせ、建物内外の景観に配慮した計画すること。
- ・芝は、地域環境、維持管理を考慮した種類とすること。
- ・区域 B の道路法面の植栽の活用又は撤去については、事業者の提案とする。
- ・散策路及びベンチ等の設置は、事業者の提案とする。
- ・熊、猪等の動物による被害が発生しないように電気柵を設置すること。

⑥ 慰霊碑・霊灰塔

- ・既存斎場の火葬炉跡地に、慰霊碑を設置すること。仕様等は事業者の提案とする。
- ・既存霊灰塔の活用又は撤去は、事業者の提案とする。ただし、活用する場合は補修等を実施すること。

⑦ 堆雪場所

- ・区域 A 及び B に堆雪場所を検討すること。

(2) 火葬部門（火葬儀式関係諸室）

- | | | | | |
|---------|------|------|------|------|
| ・エントランス | ・告別室 | ・収骨室 | ・事務室 | ・霊安室 |
| ・台車置場等 | 等 | | | |

- ・火葬儀式関係諸室の各室の配置、規模等は、会葬者の想定数を踏まえたうえで、事業者の提案とする。

- ・火葬集中日においても、会葬者の交錯が極力避けられること。
- ・必要な案内表示を行うこと。
- ・良好な執務環境の確保、作業効率向上のため、コンパクトな動線計画、遮音性が高い快適な執務環境の創出、ゆとりのある作業スペースとして計画すること。
- ・棺台車等の回転に支障のない広さを確保すること。
- ・管理諸室の配置、規模等は、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案とする。

① エントランス・通路

- ・遺族等の心情に配慮し、落ち着いた雰囲気、ゆとりとやすらぎのある空間として品格を備える室内意匠として計画すること。
- ・一時的に多数の会葬者が集中することを考慮した広さとする。
- ・遺族等にわかりやすい案内表示を行うこと。
- ・風除室を設け、快適性及び省エネルギー性を確保すること。
- ・棺が入る出入口は、自動ドアとすること。
- ・遺族等の出入口は、自動ドアを含み、強風による開閉障害に配慮すること。
- ・風除室に隣接した車椅子置き場を確保すること。
- ・高齢者等が送迎時等に座って待ち時間を過ごせるように配慮すること。

② 告別室

- ・炉前ホールと兼用とする。
- ・遺族等が柩を囲み、最後のお見送りができること。
- ・3室以上とし、1室あたり約50㎡程度とすること。
- ・読経等による他の葬列への影響を考慮して計画すること。
- ・遺影台、焼香台等を設置すること。
- ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講ずること。
- ・炉の化粧扉は本事業に含み、仕上げは室内意匠と調和させること。

③ 収骨室

- ・遺族等が安全に個別に収骨を行える収骨室を2室以上計画すること。
- ・1室あたり約50㎡程度とすること。
- ・炉内台車ガードを設置すること。
- ・長年にわたる利用においても、微細粉、臭気の付着がないよう清潔感の保持に配慮した仕上げとすること。
- ・収骨後は待合室を利用しないこととし、収骨室に荷物スペースを確保すること。
- ・遺影台、骨箱を置く台等を設置すること。

④ 事務室

- ・火葬受付、火葬許可証の内容確認等を行うため、利便性のよい位置に設けること。
- ・職員用の給湯室又はスペース（流し台・コンロ）を設置すること。

- ・火葬受付で、葬祭用の小物の販売が可能な計画とすること。

⑤ 霊安室

- ・遺体 2 体分の保冷库を設置すること。
- ・屋外から霊安室へ柩を移動する動線を考慮すること。
- ・換気及び排水対策等に留意し、容易に清掃できる構造とすること。

⑥ その他

- ・火葬炉内台車の予備用 1 台、柩運搬車 2 台、炉内台車運搬車 3 台を火葬炉事業予定者が納入するため、運営上必要な各台車を保管するためのスペースを設けること。なお、告别室から収骨室までに、収骨準備スペースや作業動線のためのスペースを提案し、そのスペースを各台車の保管スペースと兼ねる提案も可とする。各台車の寸法は資料 9 のとおりとする。
- ・その他、当該部門で必要となる室がある場合は事業者の提案による。

(3) 火葬部門（火葬炉設備・一般機械室等）

・炉室	・排ガス設備機械室	・除塵機械室	・監視室
・残灰処理保管室	・一般機械室、電気室、自家発電スペース等		

- ・火葬炉の仕様、工事担当区分、火葬炉の設置に必要な躯体寸法、開口部寸法等は資料 9 のとおりとする。（火葬炉の設置に必要な躯体寸法は、1 階炉室は 17m×10m、2 階排ガス設備機械室は 21m×10m、詳細は資料 9 のとおり）
- ・炉室や監視室、その他の火葬部門の各諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。
- ・換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。
- ・各室の配置、規模等については事業者の提案とする。
- ・排気筒は、周辺から見えないよう景観に配慮し、かつ、メンテナンス性にも配慮すること。
- ・機器の設置、メンテナンス及び更新のためのホイストレール、吊りフック等を設置すること。設置位置は資料 9 のとおりとする。

① 炉室、排ガス設備機械室、除塵機械室

- ・メンテナンスが適切、容易に行える配置とすること。
- ・火葬炉設備の機械基礎、火葬炉用煙突屋上立ち上がりは、本事業に含む。なお、火葬炉設備、火葬炉煙突の設置は火葬炉事業予定者が行う。
- ・火葬炉整備事業による躯体開口部の補強については、本事業に含む。
- ・火葬炉用メンテナンスハッチを整備すること。
- ・炉室等の床は防じん仕様とし、壁、天井は防音仕様とすること。
- ・洗濯機置場、手洗いを設けること。

② 監視室

- ・運営時やメンテナンス時に集中的な監視が行えるよう、適切な位置に配置すること。また、

監視機器類が余裕を持って配置できる計画とすること。

- ・火葬炉監視用パソコンだけでなく、目視においても炉室等が確認できる計画とすること。

③ 残灰処理保管室

- ・集積した残骨灰、集じん灰の処理及び一時的な保管を行う室として、火葬炉整備事業の図面を基に、業務運営を考慮した配置、規模、設備等を計画すること。
- ・残骨灰等の排出作業が、遺族等に見えない計画とすること。

④ 一般機械室、電気室、自家発電機スペース等

- ・受変電設備を設置する室を整備すること。
- ・都市ガスの整圧器（ガバナ）を設置する室を整備すること。
- ・自家発電機を設置するスペースを整備すること。
- ・必要に応じ、空調・換気設備を設置する室を整備すること。

⑤ その他

- ・市が火葬した身寄りのない死亡者の遺骨を一時的に保管する場所を建物内に設けること。
- ・火葬炉事業予定者が納入する予備バーナユニットの保管する場所を建物内に設けること。
予備バーナユニットの寸法は資料9のとおりとする。
- ・その他、当該部門で必要となる室がある場合には事業者の提案による。

(4) 待合部門

・待合ホール	・待合室	・授乳室	・キッズコーナー
・多目的室	・自動販売機コーナー	等	

- ・気持ちを落ち着かせ、和らげる雰囲気を出することが求められるため、窓からの景観や外部からの視線、外部及び各部屋間の遮音等について十分に配慮すること。
- ・各室の配置は、事業者の提案による。

① 待合ホール

- ・会葬者に対応できる計画とすること。
- ・ソファ・テーブルセット等、ゆとりを持った空間とすること。

② 待合室

- ・部屋のみ提供とし、利用時間は斎場到着から収骨前までとする。
- ・室数は洋式5室とし、各室の仕様は統一すること。
- ・1室あたり約60㎡程度とすること。
- ・1部屋35人程度の利用に対応可能となるよう備品等を整備すること。
- ・人数が多い場合に、2室を1室として利用できるようにするなどの配慮すること。
- ・各待合室で使いやすい給湯室又はスペースを設けること。
- ・畳の小上がりを設けること。
- ・小上がりは、更衣、休憩の際にカーテン等でプライバシーを確保できるようにすること。

③ 授乳室等

- ・ベビーコーナーとして、授乳室、おむつ交換スペースを計画し、おむつ交換スペースは男性の利用も考慮すること。
- ・授乳室は、プライバシーを確保できるようにすること。
- ・おむつ交換スペースは、調乳に必要な給湯設備等を備えること。
- ・おむつ交換スペースは、ベビーベット、手洗いを備えること。

④ キッズコーナー

- ・キッズコーナーを計画すること。
- ・キッズコーナーは、待合ホールから目の届きやすい位置等に配置すること。
- ・キッズコーナーは、ベンチ状のブロック等で区画すること。
- ・床及び幼児の背の高さまでの壁の仕上げは、幼児の利用に配慮し、柔らかく衝突等に配慮し、濡れても滑りにくく、維持管理が容易な仕様とすること。また、破損した際の交換等が可能なものとする。

⑤ 多目的室

- ・多様化する葬儀形態にも対応可能とするため、直葬等にも最低限対応できる多目的室を、1室設けること。
- ・会議室及び受入れ混雑時の予備室としても利用できるようにすること。

⑥ 自動販売機コーナー

- ・自動販売機コーナーを必要な場所に計画すること。
- ・商品搬入車の経路、バックヤードが遺族等から見えない計画とすることが望ましい。

⑦ 公衆電話コーナー

- ・特殊簡易公衆電話（硬貨収納等信号送出機能付き電話機）のコーナーを1か所設けること。
- ・専用回線として、回線を敷設すること。

⑧ 葬祭業者控室、パントリー

- ・葬祭業者が遺族等への飲食等を準備することができる、葬祭業者の控室を1室設けること。
- ・商品搬入車の経路、バックヤードが遺族等から見えないように配慮すること。
- ・給湯設備を設けること。
- ・必要な備品（ポット・茶碗等）を収納できるようにすること。

⑨ その他

- ・多目的室用の備品の長テーブル、椅子を収納できる倉庫を設けること。
- ・その他、当該部門で必要となる室がある場合には事業者の提案による。

(5) その他

・通路、階段	・トイレ	・倉庫 等
--------	------	-------

① 通路、階段

- ・通路、階段を必要に応じて適切な位置に計画すること。

② トイレ、多目的トイレ

- ・男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの箇所数及び便器数は、必要数計画すること。
- ・トイレには、手すり、ハンドドライヤー、ベビーチェア等を設置すること。
- ・トイレの手洗いは、カウンター等の荷物置場に配慮すること。
- ・少なくとも1か所の多目的トイレは、オストメイト対応設備、多目的シート、フィッティングボードを設置することとし、機能分散を考慮した多様性のある構成にすること。
- ・すべての多目的トイレは、呼出しボタン、タッチ式洗浄ボタンを設置すること。
- ・感染症予防のため、男子トイレ及び女子トイレの出入口扉は可能な限りなくし、かつ、トイレ内部が見えない配置計画とすること。
- ・男子トイレは、小便器を設置し、自動水栓とすること。
- ・女子トイレの大便秘器は、擬音装置を設置すること。
- ・大便秘器は、温水洗浄式暖房便座とすること。
- ・手洗いは、自動水栓とすること。
- ・照明スイッチは、人感センサー式とすること。
- ・各ブースには、手すりを設置すること。
- ・掃除流しを必要数計画すること。

③ 更衣室等

- ・職員用の更衣室（洗面台、鏡等含む）、職員用トイレを男女別に設けること。

④ 倉庫

- ・各部門に必要な消耗品、備品類を収納する倉庫を計画すること。

⑤ その他

- ・小型除雪機の設置スペースを設けること。
- ・その他、当該部門で必要となる室がある場合には事業者の提案による。

8 建築の要求水準

(1) 基本要件

- ・関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備をすべて整備すること。
- ・維持管理上の作業性も含め、建築、設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギー及び環境負荷低減を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・遺族等の目に触れることとなるものは、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。

- ・非常時にも一定の範囲で、安全に使用できる設備とすること。
- ・塩害、雪害、凍害等の対策に配慮した計画とすること。

(2) 建具

- ・網戸を設置すること。
- ・鍵は、マスターキー方式とすること。
- ・維持管理及び更新が行いやすいよう、大型扉やマシンハッチ等を設置すること。

9 建築設備の要求水準

(1) 基本要件

- ・関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備をすべて整備すること。
- ・維持管理上の作業性も含め、建築、設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギー及び環境負荷低減を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・遺族等の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。
- ・非常時にも一定の範囲で、安全に使用できる設備とすること。
- ・配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- ・配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。また、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類・機器類は、入替えを考慮した形状、寸法とすること。
- ・保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質とし、必要なスペースを確保すること。
- ・塩害、雪害、凍害等の対策に配慮した計画とすること。既成品で耐重塩害仕様がある機器、水槽は、耐重塩害仕様とすること。
- ・アプローチ、駐車場、敷地内通路に設置する柵は、T-25 以上とすること。

(2) 電気設備

① 電灯設備

- ・照明設備は、用途、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備とし、「JIS-Z-9110 照明基準総則」を遵守すること。
- ・告別室、収骨室等の照明設備は、調光機能付きとし、故人の新たな旅立ちの場として相応しい照明計画を行うこと。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・原則、省エネルギー型器具（LED 等）とすること。
- ・屋外照明は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とし、色温度を 3000K 程度、演色性指数 Ra80 以上とすること。

- ・照明設備のスイッチは、自動点滅及び時間点滅等を除き、各室での操作及び事務室での中央管理ができること。
 - ・コンセントは、用途、執務環境等を考慮して適切な数量を適切な位置に配置すること。
- ② 動力設備
- ・空調機、ポンプ類、火葬炉設備等、必要な設備に電源を供給すること。
 - ・動力制御盤は、原則として、火葬炉設備用は炉室又は排ガス設備機械室に、その他用は各機械室内に設置すること。また、機器の警報は監視室又は事務室で受信できるようにし、各動力制御は監視室又は事務室で中央管理できるようにすることが望ましい。
 - ・高調波対策に留意すること。
 - ・火葬炉設備用の2次側配線は含まないものとする。
- ③ 雷保護設備
- ・雷保護設備を設置すること。
- ④ 受変電設備
- ・高圧受電とし、受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
 - ・保守点検、維持管理が容易となるように設置すること。
 - ・電気事業法等の関係法令等を遵守すること。
- ⑤ 静止型電源設備
- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を検討すること。
 - ・事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。
- ⑥ 発電設備
- ・災害時等にインフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。
 - ・発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用とすること。
 - ・停電発生時に稼働中の火葬業務を完遂させるための電気容量を供給できる性能とすること。
 - ・発電装置は、火葬炉5基を同一時間帯に強制排気方式で運転することが可能な仕様とすること。
- ⑦ 構内情報通信網設備
- ・電光による案内表示が可能なシステムの有無及び仕様については、事業者の提案とする。
- ⑧ 構内交換（電話）設備
- ・外部通信機能に必要な電話回線、光回線を保安器から電話設置位置まで引込むこと。引込み回線数は、事業者の提案とし、施設への問い合わせ等への対応、市との連絡、FAXの送受信等、施設運営にあたり不足がない回線数とすること。
 - ・火葬炉用の通信設備として光回線を1回路、監視室まで設置すること。

- ・一般利用者が使用可能な特殊簡易公衆電話を設置すること。当該電話回線は専用回線とすること。
- ⑨ 情報表示（時計）設備
 - ・事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。
- ⑩ 拡声設備
 - ・関係法令等の規定に基づく設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
 - ・避難等のための放送設備として、自動火災報知設備と連動した非常放送設備を設置すること。
 - ・BGMの実施等についても対応した設備とすること。
- ⑪ 誘導支援設備
 - ・トイレ、授乳室に異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン及び関連設備を整備すること。廊下にブザー付き表示灯を設置し、事務室に移報・表示を行う設備を設置すること。
- ⑫ テレビ受信設備
 - ・事務室、待合ホール、待合室において地上デジタルテレビ放送が視聴できるよう整備し、直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。
- ⑬ テレビ電波障害防除設備
 - ・事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。
- ⑭ 監視カメラ設備
 - ・場内及び場外にカメラを、事務室及び監視室にモニターを設置し、場内及び場外状況確認を可能にすること。
 - ・設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
 - ・映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。
- ⑮ 防犯設備
 - ・監視設備（前項「監視カメラ設備」を含む）、機械警備用空配管等を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案とする。
- ⑯ 自動火災報知設備
 - ・関係法令等の規定に基づき、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。

⑰ 中央監視制御設備

- ・中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は監視室で、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことができる設備を設置すること。
- ・監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。

⑱ 計量設備

- ・適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- ・自動販売機等、物品販売に使用する光熱水費を別途計量する設備は別途、自動販売機設置業者による。

(3) 機械設備

① 空気調和設備

- ・快適環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- ・空気調和設備は、熱環境、室内環境及び環境安全性が図られるよう設置すること。
- ・空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- ・空調はGHP方式とし、室外機は、エンジン音の騒音を考慮し配置を決定すること。
- ・ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持に機能性、搬送エネルギーの低減等を検討した計画とすること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。

② 換気設備

- ・各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案とする。
- ・告別室、収骨室、授乳室その他事業者が必要と判断する箇所は、換気量の設定や脱臭設備等を考慮すること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・各室について臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分考慮し、対策を施すこと。

③ 排煙設備

- ・排煙は、原則として自然排煙方式とする。

④ 衛生器具設備

- ・高齢の人や障がいのある人等、幅広い世代の多くの人を使い易い器具とすること。また、自動水栓等の節水型の器具を採用すること。

⑤ 給水設備

- ・受水槽方式とする。
- ・受水槽は、災害時等にインフラ途絶となった場合に対応できるような水量を確保するもの

とする。

- ・配管材料は、一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）にすること。
- ・区域 A 及び B に、清掃・植栽等への給水ができる散水設備を設けること。

⑥ 給湯設備

- ・必要温度及び必要量の湯を必要圧力で衛生的に供給できるものにすること。
- ・配管材料は、一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）にすること。

⑦ 排水設備

- ・滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できること。
- ・集塵機械室に火葬炉の排気筒ドレン配管として 40A 排水管を 3 か所設置すること。

⑧ 消火設備

- ・消防法等の規定に基づく、消火器を含む、消火設備を設置すること。

⑨ ガス設備

- ・炉室に隣接した位置にガバナ室を設け、整圧器（ガバナ）を設けること。
- ・一般設備用と火葬炉設備用の 2 系統の分岐点及びバルブを設けること。整圧器と分岐の順番については、事業者の提案による。
- ・整圧器は、130kPa と 440kPa の横型並列ユニットタイプ（常用及び予備用）とし、2 次側圧力の調整が容易で、かつ、調整に必要な作業時間が可能な限り短時間となる整圧器とし、ガス事業者と協議すること。
- ・令和 6 年度に予定されている中圧管の圧力変更（130kPa→440kPa）に対応するため、各系統 2 台の整圧器のうち、1 台は 440kPa 用、1 台は 130kPa 用を当初設置すること。圧力変更後は 440 k Pa 用を使用し、130kPa 用を 440kPa 用に本事業において改修すること。改修実施時期は、既存斎場解体時を想定している。
- ・火葬炉設備用整圧器の二次側に、火葬炉 1 基毎に火葬炉設備用減圧弁バルブを設け、資料 9 に記載されている火葬炉設備に適合した圧力（10～15kPa）まで減圧すること。工事区分は資料 9 を参照すること。

⑩ 浄化槽設備

- ・関係法令等の規定に基づき、合併処理浄化槽を整備すること。
- ・基準水質まで処理された排水を区域 A 西側の既存水路へ放流することし、水路管理者と協議すること。

(4) 燃料保管設備

- ・非常用の自家発電設備の燃料の保管設備を整備すること。燃料の種類は事業者の提案とする。
- ・保管容量は、停電発生時に 72 時間火葬炉設備及び斎場機能を維持するための必要最低限の容量とすること。自家発電設備による電力供給範囲は事業者の提案による。
- ・関係法令等を遵守した設備とすること。

10 備品等の要求水準

- ・本事業で設置する備品は、「資料 5 事業者が設置する備品等一覧」を要求水準とする。事業者は、一覧に示す備品の他に、斎場運営で必要な備品等を提案すること。
- ・遺族等の直接利用する備品は、故人の新たな旅立ちの場としての相応しい、落ち着いた雰囲気の商品を備えた備品を選定すること。
- ・高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保された備品とすること。
- ・自動体外式除細動器（AED）は市が別途用意するが、適切な場所に設置スペースを計画すること。
- ・備品家具は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定すること。
- ・家具備品は既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の家具備品を計画することを認める。
- ・必要に応じ、備品についても耐震対策を行うこと。
- ・消耗品については、引き渡し後 2 年間分納入すること。
- ・備品の設置及び整備を整備期間中に実施すること。

11 造成の要求水準

(1) 敷地造成・整地

- ・区域Aと区域Bが一体利用できる造成計画とすること。
- ・造成後、長期にわたり施設が適切に運用できるよう、事前に液状化、沈下、湿気等の影響予測を行ったうえ、切り盛り、客土、改良等の手段を検討のうえ、造成計画を策定すること。
- ・法面、擁壁等は安全性に留意したうえ、各種技術基準に基づき、適切に整備を行うこと、またこれらの水抜き計画をすること。
- ・敷地造成にあたっては、土の搬出入はできる限り低減すること。
- ・市道からの乗り入れ口については、道路管理者及び交通管理者と協議すること。
- ・民有地 A についても、高さの変更がない場合も整地を行うこと。
- ・区域 A と民有地 A の境界及び区域 A の北側の境界に敷地境界杭を設置すること。

(2) 雨水排水

- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき、適切な排水施設を設けること。
- ・事業敷地からの雨水が民有地内に流入しない排水計画とすること。
- ・敷地内排水は、可能な限り集約し、西側既存水路へ排水させることとし、排水口の構造等について水路管理者と協議すること。
- ・民有地 A からの雨水は敷地内通路に新設する側溝に流出することが可能な計画とすること。
- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき検討を行い、関係機関と協議の上、オフサイト貯留式の調整池を設置することのない計画とすること。

(3) 消防水利

- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき消防に必要な施設を設置すること。

- ・事業区域のいずれかの地点からも 100m以内に消防水利施設が位置するように設置すること。
- ・消防水利施設は、耐震性貯水槽 40 m³型又はそれ以上の防火水槽とし、消防防災施設整備費補助金交付要綱(総務省消防庁平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号)に定める規格に適合したものとすること。なお、既存斎場敷地内の消防水利として、既存防火水槽の活用又は撤去は、事業者の提案とする。ただし、活用する場合は補修等を行うこと。

(4) 敷地境界工事

- ・事業区域と市道びょうぶ谷線舗装面に挟まれた敷地及び区域 B と市道五智居多線舗装面に挟まれた敷地を整備することとし、整備内容は事業者の提案とする。
- ・乗り入れ口舗装構成及び側溝は、T-25 以上とし、道路管理者と協議すること。

(5) 敷地内通路

- ・民有地 A と市道びょうぶ谷線を接続する敷地内通路を整備すること。
- ・通路は建築基準法第 42 条 1 項 5 号による位置指定道路と同じ仕様とし、同法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号、「上越市道路位置指定の取扱い要領」及び関係法令に適合する、道路形状、側溝、隅切り、舗装等の整備を行い、将来位置指定道路に指定可能な通路とすること。なお、建物についても位置指定道路を想定した、道路斜線等の計画とすること。
- ・通路幅員は、6m以上とする。
- ・敷地内通路は、斎場のアプローチ部分と重複してよい。
- ・民有地 A と通路との接道は、民有地の北側又は南側、もしくは北側及び南側両側とする。接道範囲は、民有地 A の 1 辺の角から角まで以上とする。東側のみの接道は不可とする。南側接道とする場合は事業範囲外のがけ地の造成や側溝の伏せ換え等、必要な宅地造成工事を行うこと。

(6) その他

- ・民有地 A のインフラ設備（上下水道、浄化槽、電気、ガス、電話等）は、本民有地所有者が将来敷地を利用する際に別途設置されるものとし、本事業において設置しない。

第4 各業務に関する要求水準

1 基本事項

事業者は、業務の実施にあたり本要求水準書及び技術提案書を基に、市と十分に協議調整を行い、誠実に業務を実施すること。

事業を実施するにあたり、周辺地域住民への説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

事業を完遂するために必要な一切の手続き等は、原則として事業者の責により行われるものとする。これは法的な手続きのほか、周辺地域住民への工事の説明等を含む。

(1) 業務着手時の提出書類

- ・事業者は業務着手時に次の書類を提出すること。
 - ・工事着手届兼現場代理人等選任届（市指定様式）
（技術者として本工事に必要な「資格証」の写しを添付すること。）
 - ・工程表（市指定様式）
 - ・社会保険等加入に係る誓約書（市指定様式）

(2) 総合業務計画書

- ・業務の実施に先立ち、調査業務から引き渡しまでの実施内容、実施体制、工程、進捗管理方法等を網羅した「総合業務計画書」を作成・提出し、市の承諾を得ること。
- ・「総合業務計画書」は、各業務の概要と取組方針を把握するために作成するものであり、実施事項の詳細は、各業務の着手時に提出する各計画書等に記載すること。なお各業務に配置する技術者の必要となる資格者証の写しを添付すること。
- ・調査、設計等の段階を経て、「総合業務計画書」の内容が変更となる場合には、「変更総合業務計画書」を作成・提出し、市の承諾を得ること。

(3) 各業務の報告

- ・事業者は調査、設計（基本設計、実施設計）、工事、その監理の内容及び進捗について、定期的に市に説明を行わなければならない。当該説明の時期及び回数は、月に1回程度とし、事業者の提案による。
- ・市は、調査、設計、工事及びその監理の内容及び進捗について、事業者に対し随時報告を求めることができる。

(4) 各業務の進捗等の管理

- ・各業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。
- ・各業務の進捗に併せて（概算）事業費を事業者にて都度算出し、適切な事業費となっていることを確認しなければならない。

(5) 要求水準等の達成状況の確認

- ・事業者は、各業務の実施において、事業者が実施する業務水準が要求水準書及び技術提案書で示した水準を達成していることを確認すること。

- ・事業者は、業務着手時に、要求水準書及び技術提案書において提案された水準をどのように達成するかを確認する方法、確認する時期、確認の頻度等について定めた「要求性能確認計画書」を作成し、市に提出すること。なお、「要求性能確認計画書」の様式は事業者の提案によるものとするが、作成にあたっては、市と協議のうえ作成し、市の承諾を受けること。
- ・事業者は市の承諾を受けた「要求性能確認計画書」に基づき、要求する水準・性能が達成されていることを確認し、その結果をとりまとめ「要求性能確認報告書」を作成し、市に提出すること。なお、「要求性能確認報告書」の様式は事業者の提案によるものとするが、要求水準の達成状況の評価、評価の根拠、参照する図書等をわかりやすく記載すること。

(6) 社会保険関係法令の遵守

- ・次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(7) その他の事項

- ・各業務について、その業務対象・内容ごとに適切な資格要件を満たした技術者を配置し、業務が円滑に実施すること。また、該当する業務対象・内容ごとに対象となる契約書（案）及び要求水準に基づき、適切な時期に書類を提出すること。
- ・設計図、調査図、完成図等に関する著作権、著作者人格権に関する事項は、契約書（案）にて定める。

2 調査業務

(1) 地質調査

「資料 8 地質調査報告書」を参考にするとともに、事業者決定後、本事業において計画建物の四隅及び中心の合計5箇所以上のボーリング調査を行う。それ以上の調査については事業者判断とする。

調査結果はすみやかに市へ報告すること。

(2) 電波障害調査

「上越市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱」に基づき、電波障害机上調査を行う。調査結果はすみやかに市へ報告すること。

(3) その他の調査

業務範囲において法令等により必要な調査が発生する場合は、事業者の責任において実施すること。

3 設計業務

(1) 業務の対象と内容

- ・各種関係法令を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、事業者提案等に基づいた、本施設を整備するために必要な一切の設計業務とする。
- ・原則として、「第2-4 適用法令・基準等」に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。
- ・本要求水準書及び事業者提案等を基に、市と十分に協議を行い、実施すること。

(2) 設計業務実施体制

- ・事業者は、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う設計管理技術者及び設計の要所において照査を行う照査技術者を配置し、設計業務開始前に市の承諾を得ること。
- ・設計管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ・照査技術者は、設計管理技術者と同等の資格を有していること。

(3) 着手前の業務

- ・事業者は、次に示す書類を市に提出して承諾を得ること。
 - ・設計管理技術者及び照査技術者選任届

(4) 設計計画書の提出

- ・事業者は、設計業務着手前に、「設計計画書」を市に提出して承諾を得ること。「設計計画書」には、次に示す事項を明記すること。
 - ・設計実施体制と各担当分野
 - ・各担当者の役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務状況
 - ・業務詳細工程表
 - ・設計方針の説明に関する資料

(5) 設計内容の協議等

- ・市は、事業者に対し設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、随時、協議、報告を求められることができる。
- ・基本設計時に、景観アドバイザー制度の活用を予定している。

(6) 進捗状況の管理

- ・設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

(7) 設計の変更について

- ・市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設等の設計変更を要求することができる。
- ・設計の変更に関する事項は、契約書（案）にて定める。

(8) 業務の報告及び照査

- ・事業者は、「設計計画書」に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。
- ・設計業務における要求性能の確認は、設計結果の照査とあわせて照査技術者が実施すること。

(9) 設計図書等の提出

- ・基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。また、市の承認期間は十分に確保しておくこと。
- ・完成予想パース以外の提出部数は、市の指示による。

① 基本設計

- ・設計図
- ・完成予想パース（外観、内観）（カラー 各1カット、A2サイズ、アルミフレーム）
- ・基本設計説明書
- ・意匠計画概要書
- ・構造計画概要書
- ・設備計画概要書
- ・工事費概算書
- ・諸官庁協議書、打合議事録
- ・事前調査報告書（事業者が独自に調査を行った場合のみ）
- ・要求性能確認報告書
- ・その他、市が指示するもの
- ・上記のデジタルデータ 一式

② 実施設計

- ・設計図
- ・実施設計説明書
- ・数量調書
- ・工事費内訳明細書
- ・構造計算書
- ・設備設計計算書
- ・什器備品リスト、カタログ
- ・建物求積図
- ・許可等申請、各種届出等
- ・諸官庁協議書、打合議事録
- ・上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン協議書」（市指定様式）
- ・要求性能確認報告書
- ・設計業務完了届
- ・その他、市が指示するもの
- ・上記のデジタルデータ 一式

(10) 留意事項

- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進めるために十分な内容とすること。
- ・基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- ・工事費内訳明細書は、市が起債を積算するうえで、十分な内容とすること。
- ・施設の管理運営を円滑に行うために必要な業務内容、職員の人員配置計画を提案すること。
- ・本事業に必要な法的手続き等は、事業者の責任により行う。
- ・地質調査等の市が実施した事前調査については、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら調査を行うことは差し支えない。
- ・別途選定された火葬炉事業予定者と連携を図ること。火葬炉事業予定者と工事区分の確認を行い、工事区分表を作成し設計図書に盛り込むこと。
- ・事業者は、市が議会、市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合に、市の要請に応じて会議への出席、議事進行、説明用資料の作成をするとともに、必要に応じて説明に協力すること。

4 各種許認可等申請業務及び支援業務

- ・本事業を実施するうえで、関係法令等で必要な許認可等申請は、事業者において本事業の実施に支障が生じないように、適切に行うこと。
- ・事業者は、市が本事業を実施するうえで必要な許認可等申請を行う場合は、必要な協力を行うこと。
- ・事業者は、市が実施する起債に係る申請書類の作成について、必要な協力を行うこと。

5 工事監理業務

(1) 業務の対象と内容

- ・事業者は、最新の「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「平成 31 年国土交通省告示 98 号建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」別添一「2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に基づく、工事監理業務とする。
- ・火葬炉整備工事との整合性確認業務、工程管理業務、完成図の確認業務を含む。
- ・土木工事においても、建築物の工事監理に準じた工事監理を行う。

(2) 監理業務実施体制

- ・事業者は、工事監理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う、監理業務管理技術者を配置し、監理業務開始前に市の承諾を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

- ・事業者は、工事監理業務着手前に、「工事監理計画書」を市に提出して承諾を得ること。「設計計画書」には、次に示す事項を明記すること。
 - ・工事監理実施体制と各担当分野
 - ・各担当者の役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務状況
 - ・工事監理方針の説明に関する資料

(4) 業務の報告

- ・事業者は、工事監理の進捗状況について、毎月、工事監理報告書を作成し市に報告すること。
- ・市は、工事監理業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。

6 建設工事業務

(1) 業務の対象

- ・各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、設計図書、事業者提案等に基づいた、建設に係る一切の業務とする。

(2) 基本要件

- ・施工においては、原則として、「第2-4 適用法令・基準等」に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。
- ・整備期間中の建設工事に伴い、騒音、振動、悪臭、粉じん発生、濁水の発生、交通渋滞等、周辺生活環境に支障が生ずる恐れがないよう必要な対策を講じ、工事説明を実施すること。
- ・整備期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・事業者は、次に掲げる者を定め、その氏名その他必要事項を市に通知すること。
 - ・現場代理人
 - ・主任技術者及び監理技術者もしくは監理技術者補佐
 - ・専門技術者
- ・現場代理人は、施設全体を十分に把握できる有能な専門技術者であって、工事の着工から試運転に至るまでの現場の一切の責任者として常駐すること。また、現場代理人の変更がある場合には、あらかじめ市の承諾を得ること。
- ・施工に必要な仮設の水道、電気等の接続は、火葬炉事業予定者と十分調整、協議のうえ、事業者の負担において行うものとする。また、設備引渡しまでの電気、水道、燃料等の必要な使用料金は事業者の負担とする。
- ・資材置き場の位置、資材搬入路の確保、仮設事務所の設置などについては、市及び他の工事業者と十分な協議を行い、工事の施工に支障が生じないようにすること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。発生した事故等に対する示談、補償、調停、届出等は、全て事業者の責任において処理すること。
- ・資材置場、仮設事務所、作業員用駐車場などで建設用地以外に用地が必要な場合は、事業者の責任で用意すること。なお、建設用地とは、区域A工事時（既存斎場運営時）は、区域A内のみとし、区域B工事時（既存斎場解体時）は、区域B内のみとする。

- ・工事に必要な仮設工事は、事業者の見込みにより計画すること。
- ・区域 A 及び B になんらかの工作物・ごみ等があった場合、市の承諾後、撤去処分すること。
- ・別途選定された火葬炉事業予定者が建設工事業務の期間中に火葬炉の整備を行うため、火葬炉事業予定者と連携を図り、効率的に建設工事を行うこと。

(3) 着工前の業務

① 準備調査等

- ・着工に先立ち、必要な準備は事業者が行うこと。

② 書類の提出

- ・事業者は、次の提出書類を市に提出すること。
 - ・工事工程表
 - ・配置技術者届
 - ・施工計画書（設計照査チェックリスト、再生資源利用計画書、同利用促進計画書等）
 - ・建設廃棄物処理委託契約書の写し
 - ・その他必要書類

(4) 建設期間中の業務

① 施工管理及び条件

- ・事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立会うことができる。また、工事現場での施工状況の確認は随時行うことができる。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- ・道路等に損傷を与えないよう留意し、工事に際し汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・必要に応じ、交通誘導員を配置すること。
- ・事業者は、常に工事車両搬入路及び工事現場の整理・整頓・清掃を励行し、工事中に発生する騒音・振動・粉じん等については、関係法規を遵守し現場及び現場付近の保全に努めること。なお、本事業に必要な除雪は、本事業に含む。
- ・本事業における工事搬入路（作業員の車両を含む）は、原則、国道 8 号線から市道五智居多線を利用すること。
- ・整備期間中は、火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。

② 書類の提出

- ・事業者は、次の提出書類を市に提出すること。
 - ・施工体制図書（施工体制台帳、施工体系図、注文書及び請書の写し）
 - ・退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書

- ・使用資材届（資材の品質、規格を証明する資料、図面等）
- ・工事打合せ簿
- ・その他必要書類

③ 中間技術検査

- ・市は、各年度末及び必要に応じて整備工事中に中間技術検査を実施する。

(5) 完成前の業務

① 化学物質濃度測定

- ・事業者は、必要な範囲の「公共建築工事標準仕様書」1.5.9 に基づく、化学物質濃度測定を実施すること。
- ・測定値が厚生労働省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法」に定められている値を上回った場合、事業者の責任及び費用負担において、是正措置を講ずること。

② 事業者による完成確認及び報告

- ・事業者は、施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等を実施すること。
- ・施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等の実施について、事前に市に書面で通知すること。
- ・火葬炉事業予定者が行う火葬炉設備の試運転等の検査が滞りなく行われるよう連携を図ること。
- ・市は、事業者が実施する施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等に立会うことができる。
- ・事業者は、市に対して完成確認、機器・器具の試運転検査等の結果を報告すること。

③ 法令等に基づく完了検査等

- ・関係法令に基づく完了検査等を事業者の責任において行うこと。ただし、市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行う。
- ・事業者は、市に対して建築基準法第7条5項に定める検査済証その他の法令等に基づく完了検査の結果について報告すること。

④ 市監督員による施工の検査

- ・市は、事業者による完成確認及び報告、法令に基づく完了検査等の終了後、「公共建築工事標準仕様書」1.5.5等に基づき、市監督員による施工検査を実施する。

(6) 完成にあたっての業務

① 工事検査

- ・事業者は、区域Aの工事が完成したときは、その旨を市に通知する。
- ・市は、契約書（案）に基づき、工事検査を実施する。

- ・事業者は、市の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容を是正し、再検査を受けること。再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- ・事業者は、市による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、市から完成検査合格の通知を受けるものとする。
- ・工事検査の合格後、事業者は施設を市へ引渡すものとする。

② 完成時の提出書類

- ・事業者は、次の資料を市に提出し、承認を受けること。
- ・必要部数は市の指示に従うこと。なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。平面詳細図や矩形図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。CAD 図面や計算書等、電子記録媒体で提出できるものは、媒体に収録したものとあわせて提出すること。CAD 図面は、「.jww」及び「.pdf」形式とし、その他の場合は協議すること。
 - ・工事一部完成届
 - ・完成図及び竣工図
 - ・完成写真及び工事写真帳
 - ・実施工程表
 - ・出来形管理図
 - ・出荷証明書
 - ・品質管理図、各種試験成績書
 - ・什器・備品リスト
 - ・什器・備品台帳
 - ・什器・備品カタログ
 - ・廃棄物マニフェスト、建設発生土等の集計表
 - ・要求性能確認報告書
 - ・その他施工管理記録
 - ・上記のデジタルデータ 一式

③ 運転指導等の業務

- ・事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する市及び斎場職員への説明を、試運転とは別に行うこと。また、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成したうえで、市に提出し説明すること。

④ 火葬炉設備の運転管理指導及び排ガス等検査

- ・供用開始前に、火葬炉事業予定者が斎場職員に対して運転管理指導を行うため、火葬炉事業予定者と連携を図ること。
- ・供用開始後に、排ガス等検査を行うため、騒音・振動等の本業務の対象となる部分については、火葬炉事業予定者と連携して対応すること。
- ・排ガス等検査の実施時期は、市、事業者及び火葬炉事業予定者が協議して決定する。

(7) 各種申請及び資格者の配置

- ・ 工事に伴う許認可等の各種申請等は、事業者の責任において行うこと。ただし、市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行う。
- ・ 工事に伴い必要となる有資格者は、関係法令等に則り適切に配置すること。

7 既存施設の解体工事業務

(1) 業務の対象

- ・ 各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、設計図書、事業者提案等に基づいた、既存斎場施設及び既存斎場敷地内の外構等（現火葬炉設備の解体撤去を含む。）の解体等に係る一切の業務とする。

(2) 基本要件

- ・ 新斎場の供用開始後、解体工事を行う。
- ・ 斎場利用者の安全性に十分配慮すること。
- ・ 工事期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・ その他、第 4-6-(2)に準じ、工事を行うこと。

(3) 工事の範囲

- ・ 解体撤去の工事範囲は、既存火葬場、その他関連施設、設備のうち、火葬炉を含む新斎場で使用しないものすべてとする。
- ・ 解体対象物の杭は地盤強度保持のため残存とし、撤去範囲はフーチングまでとする。
- ・ ダイオキシン類、アスベスト、PCB 等について事前調査を行い、関係法令に従って適切に処理、処分を行うこと。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB 含有の単相 30kVA 変圧器について、事業者は建物外への搬出までし、市が運搬処分する。
- ・ 既存斎場敷地内の電気、ガス、給水、排水等の埋設配管及び地下工作物は、関係機関に確認のうえ、解体工事を行うこと。新斎場に不必要な範囲は、すべて撤去・閉栓すること。
- ・ 既存斎場の備品類は、新設斎場への移設（引越し）への協力を適宜行うとともに、不要備品の撤去処分を行うこと。

(4) 着工前・解体期間中の業務

- ・ 解体対象施設・設備を事前に調査し、市の承諾を得ること。なお、当該事前調査に該当がなく、開示する図面等にも記載のない工作物の撤去等については、市と協議を行うこと。
- ・ 事前調査の結果を基に関係法令等に従い、「解体工事施工計画書」、「解体工事工程表」を作成すること。
- ・ 残存の杭の状況及び撤去状況を記録すること。
- ・ 解体撤去に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従って適正に処理・処分すること。
- ・ 解体工事期間中は、斎場利用者等の安全確保ならびに本施設の周辺環境に十分配慮すること。また、低騒音、低振動重機等の採用し、振動、騒音、粉じん等の発生に留意すること。

(5) 完成にあたっての業務

- ・第 4-6(5)「建設工事業務」の「完成にあたっての業務」に準じ、市の工事検査を実施後、引渡しを行うこと。

8 保証について

- ・かし担保期間は、建築工事関係のかし担保期間は、引渡後 3 年間とする。ただし、そのかしが建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は 10 年とする。また、市と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。
- ・防水工事の防水保証については次のとおりとし、保証書を提出する。
 - ・シート防水、塗膜防水：10年保証
 - ・シーリング材：5年保証
- ・植栽の枯れ保証は、引き渡し後、1年とする。